

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害時要援護者の避難支援個別計画の策定、感震ブレイカーの設置、住宅用防災機器の設置及び避難勧告等の基準の策定をより一層促進するため、鳥取県防災・危機管理対策交付金の額の算定方法について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 交付金の額の算定に係る災害時要援護者の数を、災害時におけるその者の避難の支援に係る具体的な計画が策定されている者の数に限定するとともに、これに乗ずる額を120円（現行 60円）に引き上げる。

(2) 平成23年度に交付する交付金に係る基準額は、本則に定めるところにより算定した額に、次に掲げる額の合算額を加えた額とする。

ア 当該市町村の平成24年1月1日における感震ブレイカーの設置世帯数を県内の全ての市町村における感震ブレイカーの設置世帯数の合計数で除して得た割合を、150万円に乗じて得た額

イ 当該市町村における住宅用防災機器を設置している世帯の割合が次に掲げる区分のいずれかに該当する場合にあっては、当該区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 50パーセント以上70パーセント未満 20万円

(イ) 70パーセント以上 40万円

ウ 当該市町村で平成24年1月1日に避難勧告等の基準が策定されている災害の項目（次に掲げるものに限る。）の数を当該市町村が被災するおそれのある災害の項目の数で除して得た割合を、20万円に乗じて得た額

(ア) 水害

(イ) 土砂災害

(ウ) 高潮災害

(エ) 津波災害

(3) (1)及び(2)に伴い、交付金の交付申請書の様式について、所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 給与を給与等に改める。

(2) 事業年度の定めのない県出資法人等の給与制度及び給与の支給の状況の公表に関する部分を削る。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、規則で定めることとされたフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない正当な理由を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正

ア 青少年健全育成協力員が実態の把握を行う事項に、携帯電話インターネット接続事業者等の説明を加える。

イ フィルタリングの機能の基準に、犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的、かつ、明示的に請け負

- い、仲介し、又は誘引するものを加える。
- ウ 保護者が、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をすることができる正当な理由を以下のとおりとする。
- (ア) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
 - (イ) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
 - (ウ) 保護者が、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
- エ 保護者が、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をする際の書面に記載しなければならない事項を以下のとおりとする。
- (ア) 申出年月日
 - (イ) 申出者の住所、氏名及び電話番号
- オ 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者が、契約の締結に当たって説明すべき事項を以下のとおりとする。
- (ア) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
 - (イ) 当該携帯電話インターネット接続事業者が提供するフィルタリングの機能の内容
 - (ウ) 保護者がフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をするときは、ウの正当な理由が必要であること。
- カ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正
鳥取県青少年健全育成条例の改正に伴い、規則中引用している同条例の条項を改める。
- (3) 施行期日は、平成23年7月1日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理することとされた事務について、対象となる事務がなくなったこと等に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則に基づく事務について、市町村が処理する事務から、専修学校等奨学資金に係る借用証書の受理及び知事への送付を削る。
 - (2) 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則に基づく事務うち、次に掲げるものは、米子市の処理の対象から除くこととする。
 - ア 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付の決定又は不承認決定の通知書の交付
 - イ 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の継続貸付の決定又は不承認決定の通知書の交付
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県景観形成規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由

鳥取県景観形成条例の一部改正に伴い、景観計画区域内における建築等の行為の完了の届出の様式を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 景観計画区域内における建築等の行為の完了の届出の様式を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における雇用情勢の変化に鑑み、高等技術専門校における訓練の定員を見直す等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 高等技術専門校で行う職業訓練の訓練生定員を次のとおり改める。

専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	
				改正前	改正後
鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	介護福祉士養成科	20人	30人
鳥取県立米子高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	介護福祉士養成科	15人	20人

- (2) 高等技術専門校で行う職業訓練の訓練時間を次のとおり改める。

専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練時間	
				改正前	改正後
鳥取県立倉吉高等技術専門校	普通職業訓練	短期課程	PCネットワーク科	18時間	20時間

- (3) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例が一部改正され、同条例の失効期限が廃止されること等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (2) 施行期日は、鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県林地開発条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県林地開発条例の失効規定が廃止されたことに伴い、規則の失効規定も廃止するとともに、開発許可の基準について、開発行為をしようとする森林の区域において配置する残置森林及び造成森林の基準を明確にする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 開発行為をしようとする森林の区域において配置する残置森林及び造成森林の基準を明確にする。
- (2) 土石等の採掘を行う場合において、残置森林を配置することが災害の防止の基準を満たすために支障と

なるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置することとする。

- (3) 規則の失効期限を平成23年3月31日とする規定を削る。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

水産業協同組合検査規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

水産業協同組合等に対して実施した検査で指摘のあった事項について、当該組合の迅速かつ適切な業務改善が図られるよう、検査を実施する検査部署と組合の指導を行う指導部署の業務分担を見直すことに伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次の規則について、検査を実施した組合に対して検査書を交付し、是正又は改善を求めた事項についての回答書を提出させるものとする規定を削る。
 - ア 水産業協同組合検査規則
 - イ 農業協同組合検査規則
 - ウ 森林組合検査規則
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。